

第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画（案）に係る 滋賀県との協議結果について

●子ども・子育て支援法 第 61 条第 9 項

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

○県からの意見の内容及び市の考え方

	県からの意見	意見に対する市の考え方	計画頁
1	新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成事業」について、「量の見込み」や「確保方策」の策定に努めること。	「子育て世帯訪問支援事業」については、これまでの「野洲市養育支援ヘルパー派遣事業」としての実績を踏まえ、「量の見込み」及び「確保方策」を策定しました。	P.58

○県からの意見の内容（その他の意見）及び市の考え方

	県からの意見（その他の意見）	意見に対する市の考え方	計画頁
1	14 妊婦等包括相談支援事業 量の見込みについて、国の手引きに基づき妊娠届された方全員に 3 回面談の見込みを計上いただいておりますが、貴市の現状（妊娠中の面談希望者割合等）を踏まえ、対面での面談実施見込みを「量の見込み」としていただくようお願いします。	面談希望実績を踏まえ、対面での面談実施見込みを「量の見込み」としました。	P.55
2	15 産後ケア事業 今後の方針・確保方策において「宿泊型サービス」と「通所サービス」により記載されていますが、「訪問サービス」の実施についても検討いただき、産婦のニーズや家庭の状況に応じて必要なサービスが提供できるよう努めていただきたい。	「訪問サービス」について、令和 8 年度から実施計画としました。	P.56
3	15 産後ケア事業		P.56

	量の見込みについて、各年度の見込量と各型別のニーズにあったサービスの提供が確保されているかを確認（評価）するため、サービスの型別の内数の記載をお願いします。	サービスの型別の内数を記載しました。	
4	16 乳児等通園支援事業 「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」（改訂版 Ver2）P34、36 に記載されている当該事業に関する量の見込みの考え方について、以下のとおりこども家庭庁から回答があったので、必要に応じて対応ください。 量の見込み（延べ人数）「〇人日」＝ 対象年齢（※１）の未就園児数×12 か月×利用割合（※２） （※１）対象年齢は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における対象者を踏まえ、0歳6か月から満3歳未満と仮定する。 （※２）利用割合は各市町の実情に応じて乗じる。100%の場合はそのままよい。	示された考え方に基づいた延べ人数を「量の見込み」としました。	P.57
5	子育て世帯訪問支援事業 子育て世帯訪問支援事業について、R6地域子育て支援事業で県へ交付申請されておりますが、今年度から事業実施されているのではないのでしょうか？	「子育て世帯訪問支援事業」については、これまでの「野洲市養育支援ヘルパー派遣事業」としての実績を踏まえ、「量の見込み」及び「確保方策」を策定しました。	P.58